

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（下線部が改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 六十（略）</p> <p>六十一 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備</p> <p>六十二 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p>	<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 六十（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（同上）</p> <p>(3) 特性試験</p>

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア (略)

置 装		一
周波数	二 試験項目	
周波数計又はスペクトル分	三 測定器	
(略)	(略)	四 特定無線設備の種別
○	備設線無の引十六第項一第条二第	
○	備設線無の引一十六第項一第条二第	
○	備設線無の引二十六第項一第条二第	

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア (同上)

置 装		一
周波数	二 試験項目	
周波数計又はスペクトル分	三 測定器	
(略)	(略)	四 特定無線設備の種別
○	備設線無の引十六第項一第条二第	

搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分 析器	(略)			
総合周波数 特性	低周波発振器 電力計	(略)			
総合歪及び 雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)			
送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間	オシロスコー プ又はスペク トル分析器	(略)			
隣接チャネ ル漏えい電 力又は帯域 外漏えい電 力	低周波発振器 電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器	(略)	○	○	
搬送波を送 信していな いときの電 力	低周波発振器 電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器	(略)			
送信速度	低周波発振器 オシロスコー	(略)	○	○	

搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分 析器	(略)			
総合周波数 特性	低周波発振器 電力計	(略)			
総合歪及び 雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)			
送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間	オシロスコー プ又はスペク トル分析器	(略)			
隣接チャネ ル漏えい電 力又は帯域 外漏えい電 力	低周波発振器 電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器	(略)			
搬送波を送 信していな いときの電 力	低周波発振器 電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器	(略)			
送信速度	低周波発振器 オシロスコー	(略)			

置 装		信 装		受	
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器	(略)			
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)			
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)			
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)			

置 装		信 装		受	
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器	(略)			
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)			
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)			
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)			

総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			
アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)			
動作の周波数変動	周波数計	(略)			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)			
果	標準信号発生器 レベル計	(略)			
	レベル計又はオシロスコープ				

注 1 ～ 21 (略)
 イ・ウ (略)
 ニ・三 (略)

総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			
アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)			
動作の周波数変動	周波数計	(略)			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)			
果	標準信号発生器 レベル計	(略)			
	レベル計又はオシロスコープ				

注 1 ～ 21 (同上)
 イ・ウ (同上)
 ニ・三 (同上)

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 陸上移動局（PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。）、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局、同項第10号の3、第11号の2、第11号の2の2、第11号の5、第11号の6から第11号の6の3まで、第11号の9、第11号の10から第11号の10の3まで、第11号の13、第11号の14、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11号の27、第11号の28、第15号、第19号の5、第19号の6若しくは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 陸上移動局（PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。）、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局、同項第10号の3、第11号の2、第11号の2の2、第11号の5、第11号の6から第11号の6の3まで、第11号の9、第11号の10から第11号の10の3まで、第11号の13、第11号の14、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11号の27、第11号の28、第15号、第19号の5、第19号の6若しくは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直

交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 16 号から第 18 号まで、第 24 号、第 38 号、第 44 号若しくは第 45 号に規定する固定局、同項第 20 号若しくは第 20 号の 2 に規定するデジタル指令局、PHS の基地局、PHS の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくは PHS の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 25 号の 4 に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第 27 号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第 19 号の 7、第 19 号の 8、第 41 号若しくは第 43 号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第 49 号若しくは第 50 号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 53 号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 55 号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第 61 号に規定する基地局若しくは 200MHz 帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式 略)

交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 16 号から第 18 号まで、第 24 号、第 38 号、第 44 号若しくは第 45 号に規定する固定局、同項第 20 号若しくは第 20 号の 2 に規定するデジタル指令局、PHS の基地局、PHS の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくは PHS の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 25 号の 4 に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第 27 号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第 19 号の 7、第 19 号の 8、第 41 号若しくは第 43 号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第 49 号若しくは第 50 号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 53 号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第 55 号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式 略)

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）
（略）

注1～3 （略）

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
（略）	
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	TU
第2条第1項第61号に掲げる無線設備	ZU
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	CT

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）
（同上）

注1～3 （同上）

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
（略）	
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	TU